

入寮基準・在寮基準

学寮へ入寮する者および在寮を継続する者は、次の2つの条件をみたしていること。

- (I) 学習の習慣と規則正しい生活習慣が身についていること
- (II) 集団生活に必要な他人を思いやる気持ちを持っていること

これらを遵守することを前提に、以下の事項を基準として入寮審査および在寮継続の審査を行う。

基準：

- 1) 上記に掲げた条件(I)(II)をみたし、寮務主事の指示を遵守できること。
- 2) 学生本人に入寮や在寮の継続を希望する強い意志があり、保護者の承諾があること。
- 3) 学寮に関する諸規則、感染症対策を遵守できること。
- 4) 明確な目標を持って、学習や課外活動等に積極的に取り組めること。
- 5) 学寮の委員会活動や行事への参加、共同場所の清掃等、学寮運営に積極的に取り組めること。
- 6) 自立して規則的かつ衛生的な生活ができ、自分自身の体調管理ができること。
- 7) 学寮における集団生活に支障を与える病気および他人に迷惑をかける事項等がないこと。
- 8) 原則として入寮までに麻しん・風しんの予防接種を済ませること（接種の確認ができない場合は要相談）。
- 9) 学寮に係る経費を所定の期日までに納入できること。

ただし、家庭の事情により通学に支障がある場合など、学校長が認めた者については入寮および在寮の継続を許可する場合がある。

入寮および在寮の継続に関して了承願いたい事項：

- 1) 入寮定員の関係で必ずしも希望者全員が入寮および在寮を継続できるとは限らない。通学に長時間を要することで、学校生活に支障がある者を優先する場合がある。
- 2) 入寮は学年ごとに審査する。在寮の継続については上記基準および在寮中の寮生活や学校生活の状況等により学期末および学年末に審査する。
- 3) 学寮規則が遵守できない場合や上記基準が達成できていない場合、特に、学期末・学年末の未取得単位数の多い者、授業の総欠課時数が多い者、授業を無断で欠席する者には、退寮処分や停寮処分を課すことがある。
- 4) 定められた日課を守らない、寮食を1日3回きちんと食べていない、居室の整理整頓ができない等、自立した生活ができていないと判断される場合、退寮処分や停寮処分を課すことがある。
- 5) 在寮中であっても、入寮定員および改修等の理由、感染症の流行の理由で、一時的に自宅から通学してもらう場合がある。
- 6) 在寮中は、集団生活のための感染症予防（インフルエンザ予防接種等）に努め協力すること。
- 7) 厚生労働省の定める感染症にかかった場合は、原則として一時帰宅してもらう。

定員超過の場合の措置

入寮審査においては、自宅からの通学時間が長時間である者を優先し、通学が可能な場合は入寮を辞退して頂く場合がある。

在寮継続の審査においては、自宅からの通学時間について考慮するだけでなく、在寮中の寮則違反および感染症対策等を守らないことによる指導回数や、朝のショートホームルームおよび授業の遅刻や欠課数の状況を考慮して、在寮の継続を認めない場合がある。

※ 令和6年における新入寮生ならびに在寮生から上記の基準を適用する。

※ 未修得単位数・欠課数に関する理由で在寮継続が認められず退寮になった場合には、以後の復寮は認めない。